

昭和二十七年五月七日受領
答 弁 第 三 三 三 号

(質問の 三三三)

内閣衆質第三三二号

昭和二十七年五月七日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆議院議長 林 讓 治 殿

衆議院議員林好次君提出簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員林好次君提出簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する質問に対する答

弁書

質問の内容が種々の問題を含んでいるので、目下調査中であるから、追つて答弁する。

右答弁する。

昭和二十七年五月二十三日受領
答弁第三三二号(追加)

(質問の 三三二)

内閣衆質第三三二号の属

昭和二十七年五月二十三日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆議院議長 林 讓 治 殿

衆議院議員林好次君提出簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する質問に対し、別紙追加答弁書を送付する。

おつて、本再答弁書は、昭和二十七年五月七日内閣衆質第三三二号をもつて送付した答弁書の追加答弁書であるから、念のため申し添える。

衆議院議員林好次君提出簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する質問に対する追

加答弁書

簡易生命保険及び郵便年金の積立金運用に関しては、衆参両院における決議もあつたことでもあり、今回政府においては、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する関係法律案を今国会に提出し、これが実現を図ることに決定した。右法案は一両日中に国会に提案する取運びとなっている。

右答弁する。